

第 22 期愛知県内水面漁場管理委員会

第 6 回 会 議 議 事 録

令和 8 年 1 月 7 日
内水面漁場管理委員会委員室

日	時	令和8年1月7日(水) 午後1時30分から午後2時30分まで						
場	所	内水面漁場管理委員会委員室						
議	題	議案	貝けた網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)					
		報告事項 話題提供	漁業権における資源管理の状況等の報告について 豊川水系における天然遡上アユの汲み上げ放流について					
出	席	委	員	井野川仲男	愛敬 春男	山口 邦夫	丹羽 浩和	
				大内 徳明	高橋 英二	立木 宏幸	谷口 義則	
				浅野 友子				
欠	席	委	員	村松孝太郎				
事	務	局	職	員	書記長	長井 猛		
					主査	黒田 拓男		
					非常勤職員	江口 千香		
農	業	水	産	局	水産振興監	岡本 俊治		
					水産課	課長	坂口 泰治	
					〃	課長補佐	大橋 昭彦	
					〃	課長補佐	村内 嘉樹	
					〃	主任	金田 康見	
					〃	課長補佐	長谷川圭輔	
					水産試験場	主任研究員	小椋 友介	

事務局（長井）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、議案、報告事項及び話題提供の5種類です。過不足はございませんでしょうか。</p>
会長（井野川）	<p>[資料確認]</p> <p>それでは、ただ今から第6回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。</p> <p>最初に井野川会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>第6回愛知県内水面漁場管理委員会の開会にあたり、一言挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また行政関係者の皆様におかれましては、御多忙のところ、当会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、内水面漁場管理委員会につきましては、漁業法並びに地方自治法に基づき各都道府県に設置されておりまして、その全国組織として全国内水面漁場管理委員会連合会がございます。愛知県は、全国内水面漁場管理委員会連合会の中日本ブロックに所属しております。昨年11月、大阪で中日本ブロック会議が開催されまして、久しぶりの対面開催ということで黒田書記と出席してまいりました。</p> <p>内水面漁場管理委員会としての要望のための資料作りが主な議題ではありますが、各県非常に真剣に意見されていまして。私個人としては、委員会としての要望というより、内水面の漁協さんが要求するような中身なのでは、と思うところもございました。</p> <p>水産庁からは、オオクチバス等の防除指針改定に関する情報提供がありました。今回の改定は、特に駆除の強化を狙いとしたものではなく、従前どおり地域の必要性に応じて対策をすべきとの</p>

ことであり、要するに従来どおり各県でおやりなさいということでありまして、少し残念に思ったところでございます。

こうした外来魚対策を含め、漁協さんは漁場管理に努めているところですが、こうした漁協さんの御尽力が実りまして、内水面漁業が上向くことを願うとともに、多くの遊漁者で本県の河川が賑わうことを期待しております。

本日の議題は、議案1件、報告事項1件、話題提供1件となっております。

委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたしまして、私の挨拶といたします。

事務局（長井）

ありがとうございました。

それでは岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。

水産振興監（岡本）

第6回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私からも一言挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては年始のお忙しい中、またお寒い中、会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

年明けまして気忙しい日が続いておりますが、この時期内水面の漁業といいますと、下流域ではシラスウナギ漁の漁期に入っておりますが、愛知県ではもう少し捕れるのは先になるかなと思っております。ウナギにつきましては、昨年末のワシントン条約の委員会で議論され、国際取引を規制する提案について否決はされましたが、根本的な問題は解決しておりませんので、県といたしましても今後も引き続き密漁の防止と流通の透明化に努めてまいりたいと考えております。

一方、上流域では2月になりますと、アマゴの漁期ということで各組合さん順次解禁されていくことと思いますが、今の時期は、放流や漁場の清掃整備などで忙しくなる頃かと思っております。大きな災害がなく河川環境が良好に保たれるよい1年になることを祈念しております。

	<p>本日の議題は会長の御挨拶にありましたとおり、議案1件、報告事項1件、また水産試験場から話題提供をさせていただきます。</p> <p>慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局（長井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員10名のうち、9名の出席を得ましたので、漁業法第173条で準用する第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、井野川会長に議長をお願いいたします。</p>
議長（井野川）	<p>私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。</p> <p>議事録署名者には、議長の私と、山口委員、丹羽委員をお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>議案の「貝けた網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（村内）	<p>「貝けた網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」諮問させていただきます。</p> <p>漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間を内水面漁場管理委員会に意見を聴いて公示しなければなりません。今回は、許可の有効期間の満了を令和8年2月28日に迎える、内水面で行う貝けた網漁業の許可の一斉更新にあたり、許可の制限措置の内容及び申請すべき期間についてお諮りするものです。</p> <p>この貝けた網漁業につきましては、木曾川におけるしじみを対</p>

象とした漁業でございます。資料 11 ページを御覧ください。木曾川におけるしじみ漁業について参考資料を載せております。

1 のシジミについてに関しましては、木曾川にはヤマトシジミとマシジミが生息しており、漁獲の対象となっているのは主にヤマトシジミで、河口から上流部 15～20km が生息域となっております。2 しじみ漁業については、(1) の漁場は、木曾川ですが、河口域には、三重県の海面の第 1 種共同漁業権が設定されており、この漁業権の上流の端より上流がしじみの漁場となります。

資料 12 ページを御覧ください。(2) 漁具・漁法につきましては、しじみの採捕はア、徒手、は具によるもの、イ 腰まんがによるもの、ウ 小型機船底びき網漁業によるものがあり、動力漁船により貝けた網を引き回して採捕を行うものが貝けた網漁業と呼ばれています。ウにつきましては、知事の許可が必要となります。

(3) 漁業時期は周年で、最盛期は 7 月となっております。

3 小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業）については、当漁業は平成 22 年に許可等に関する取り扱い方針を定めて許可化いたしました。許可の期間は 1 年間で、資源の状況や漁業調整の状況にあわせて許可を行っております。なお、下の表にありますとおり、令和 8 年漁期の資源の状況は 76 トンと推定しております。

それでは、資料の 1 ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「諮 問 文 朗 読」

資料 3 ページの別紙を御覧ください。

表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を記載しております。

真ん中の欄、制限措置の内容につきましては、(1) 漁業種類は貝けた網漁業、(2) 許可又は起業を認可すべき船舶等の数は 15 隻、これにつきましては、許可等に関する取り扱い方針に 29 隻以内と規定しており、平年並みの資源量が確認されていることと、関係漁業者団体における協議の結果、トラブルの発生しない隻数

	<p>と判断されたことから、この隻数としております。(3) 船舶総トン数は2トン未満であって許可証に記載された総トン数、(4) 推進機関の馬力数は127キロワット以下であって許可証に記載された馬力数、(5) 操業区域は木曾川、(6) 漁業時期は1月1日から12月31日まで、(7) 漁業を営む者の資格は当該漁業に使用する船舶を使用する権利を有する者としております。</p> <p>表の右の欄、申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第11条第2項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は、令和8年1月9日(金)午前8時45分から令和8年2月9日(月)午後5時30分までとしております。</p> <p>最後に、参考として5ページに申請を受けるにあたり県WEBページで公開される公示文の案を、7ページ以降に係る法令等の抜粋を載せております。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。</p>
議長 (井野川)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の内容につきまして、何かご質問等はございますか。</p>
委員 (浅野)	<p>資源量の変化が大きいのですが、もう少しデータがあれば予測できるのですか。</p>
水産課 (村内)	<p>現在の方法では予測は難しいです。資料に示している数値は、前年の資源調査で推定されたものです。</p>
委員 (浅野)	<p>26年の欄に書いてあるのは、25年に調査して推定した資源量ということですか。</p>
水産課 (村内)	<p>はい。25年9月末に漁業者に漁船を出してもらい、試験曳きをした結果です。</p>

委員（浅野）	調査結果から隻数を決めるということですか。
水産課（村内）	資源が十分有る状況であることと、漁業者の間で何隻出すのかを調整がなされた上で、協議した結果の隻数となります。
委員（浅野）	このデータで気になるのは、2022年の資源量1という数字なのですが、その前のデータも1になっているということですか。
水産振興監（岡本）	制度化した平成22年から、毎年調査はしております。資源量がたくさん有って漁獲量が多い年もあれば、少ない年もありましたが、2022年の1トンというのは、1番少なかった年だと記憶しております。
委員（浅野）	<p>どういう時に減ってしまうのかが分かるとよいのかなと思ってお聞きしました。</p> <p>隻数で規制をかけていますが、漁獲量で規制をかける方法ではないのですか。</p>
水産課（村内）	漁獲量では規制はかけておりません。
委員（浅野）	漁獲量はどうやって知るのですか。それは漁業者から報告して頂くのですか。
水産課（村内）	はい。報告して頂いております。
水産課（大橋）	隻数の他、漁具においても制限をかけています。
委員（谷口）	<p>2022年は、資源量1トンに対して漁獲量が2トンというのが、ちょっと矛盾しているように見えるのですが。</p> <p>こういう書き方をするルールになっているということですね。資源量を上回る漁獲量があったとしても、資源量はあくまでも推</p>

	定だという理解でよろしいですか。
水産課（村内）	資源量は、調査時に推定された数値であり、貝は成長しますので、それに伴い重量が増えたということです。
委員（大内）	2026年の資源量は76トンということで、去年の倍に近い量が予測されていますが、去年は許可隻数が15隻であり、上限いっぱいまでとなっています。ということは、それ以上の許可枠が必要となるのではないかと思われますがいかがでしょうか。
水産課（村内）	許可の隻数については、許可方針上は29隻以内までとしていますが、漁業者の間で15隻ということで調整が図られましたので、この隻数になっております。
委員（大内）	ということは、今後については15隻の限りではなく、29隻以内であればよいということですね。
水産課（村内）	はい。
委員（大内）	分かりました。ありがとうございます。
議長（井野川）	他に何かございませんか。よろしいですか。
委員（浅野）	トンというのは、何あたりの単位ですか。例えば、川の幅あたりとか。
水産課（村内）	資料の11ページに記されている、漁場の全体の量になります。 5ページに公示文案を載せておりまして、その1（5）操業区域に示した木曾川（東海大橋下流端から下流。ただし、愛知県内に限る）での量となります。

委員（浅野）	わかりました。
議長（井野川）	よろしいですか。質問等も出つくしたようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異議無し）
議長（井野川）	異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙手全員）
議長（井野川）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、議案の「貝けた網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に、報告事項の「漁業権における資源管理状況等の報告について」、水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（黒田）	<p>それでは、報告事項「漁業権における資源管理の状況等の報告について」御説明いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。まず、1の「制度の概要」について御説明いたします。</p> <p>漁業の免許を受けた漁業権者につきましては、漁業法に基づき、漁業権における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を、1年に1回以上、知事の定める日までに知事に報告しなければならないこととなっております。知事は内水面漁場管理委員会に対し、漁業権者からの報告に関して意見を付して、1年に1回以上の報告が必要であり、漁業権が適切かつ有効に活用されていない場合は、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、指導・勧告を行うこととなります。これらのことを定めた関係法令については、3ページ</p>

及び4ページに参考として掲載しております。

次に、2の「資源管理の状況等及び県の意見」について報告させていただきます。

まず、今年度の報告の対象とした期間でございますが、内水面を共同に利用して営むための漁業権である共同漁業権、及び養殖業の漁業権である区画漁業権ともに、令和6年1月1日から令和6年12月31日までとしております。報告内容を基に、「資源管理に関する取組」、「漁場の活用状況」及び「組合員行使権の行使状況」を評価し、漁業権が「適切かつ有効」に活用されているか否かについて、水産庁作成のガイドラインに基づき判断しました。その結果につきまして、5ページに掲載いたしましたので御覧ください。

上段に共同漁業権の結果、下段に区画漁業権の結果を示しております。表は左から、免許番号、漁業権者、評価項目である「資源管理に関する取組状況」、「漁場の活用状況」、「組合員行使権の行使状況」の判断結果、「適切かつ有効」に活用されているかの判断結果を示しております。取組や活用等がなされている場合は「○」、そうでない場合は「×」と記載しています。また、本委員会が年度毎に示す魚種別の増殖目標数量に対し、やむを得ない理由により一部未達成であったところにつきましては、「○※」としております。

それでは、はじめに共同漁業権の結果について御説明いたします。「資源管理に関する取組の状況」につきましては、全ての共同漁業権において、漁業権行使規則の遵守や漁具漁法の制限が行われていました。しかしながら、増殖行為につきましては、一部の魚種で目標数量未達成の漁業権がありました。

令和6年度の増殖目標未達成の内容及びその理由につきましては、令和7年3月18日開催の第3回委員会会議におきまして、事務局から報告がなされておりますが、種苗供給元の在庫が不足し予定数量分が確保できなかった、豪雨により種苗生産施設が損壊した影響で種苗の入手が難しい状態となったなど、やむを得な

い理由と判断し、「○※」としております。なお、令和7年の増殖実績に関する報告につきましては、次回令和8年3月開催予定の委員会会議にて事務局から説明がございます。

次に、「漁場の活用状況」及び「組合員行使権の行使状況」につきましては、操業日数や漁獲量、遊漁者数を確認したところ、全ての漁場が有効に活用されていると判断いたしました。

続きまして、下段に示しております区画漁業権の結果について御説明いたします。「資源管理に関する取組の状況」につきましては、漁業紛争や他者の生産活動を妨げる行為、漁場環境に悪影響を与える行為などは確認されませんでした。また、「漁場の活用状況」につきましても、養殖施設数や生産量等を確認したところ、全ての漁場が有効に活用されていると判断いたしました。

以上のことから、県といたしましては、全ての漁業権が「適切かつ有効に活用されている」と判断いたしました。今後も引き続き漁業権が適切かつ有効に活用されるよう、必要に応じて行使の状況の聞き取りなどを行ってまいります。

報告は以上でございます。

議長（井野川）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何かご質問等がございますか。

委員（浅野）

ウナギの増殖目標未達が多かったことについて、もう少し詳しく知りたいです。

水産課（黒田）

放流用のウナギの供給先で、出荷等の状況で上手く調整ができなかったことが理由です。もともと漁協さんはこれだけ入荷したいと供給先に要望を出していたのですが、確保できなかったということで、供給元の都合によるものでございます。

委員（浅野）

供給元に何があったのですか。

水産課（黒田）	出荷等の状況で、放流に適したサイズのものの確保等が予定通り上手くいく時もあれば、状況によってはどうしても在庫不足になってしまうという状況があるということは、供給元から聞いております。
委員（浅野）	ウナギ以外のアマゴとかテナガエビ等も、そういう理由で供給元に何か理由があったのですか。
水産課（黒田）	<p>5 ページの内共第 1 号の大入川漁協では、ウナギとニジマスが未達となっていて、ウナギについては先程説明したとおり供給元の問題なのですが、ニジマスにつきましては令和 5 年の豪雨災害により、豊根村にあったニジマスの養殖施設が損壊してしまっていて、その影響でニジマスの供給先が見つからず、去年は未達となったと聞いております。</p> <p>内共第 6 号のテナガエビにつきましては、こちらは漁業権外で採捕して、漁業権内に放流するという取組をしているのですが、その採捕時期に大雨による増水など、自然環境の影響により採捕が非常に難しい状況であったということで、目標数量までは採捕することができなかったと聞いております。</p>
議長（井野川）	内共第 4 号のアマゴはどうでしょうか。
水産課（黒田）	アマゴにつきましては、実際発注していたのですが、発注のタイミングが遅れて放流する時期を逸してしまい、わずかではありますが目標数量に満たなかったと聞いております。
委員（浅野）	ウナギが結構、大変そうですね。
水産課（黒田）	現在、令和 7 年の増殖実績につきまして、各漁協に調査かけている状況です。今年度のウナギの状況につきましても、3 月開催予定の委員会にて報告させていただきます。

委員（谷口）	漁業権者の欄にあるのは、基本全部名前の後に漁業協同組合と付くのですか。例えば、18番の岡崎市は、どういう漁業権者になりますか。
水産課（黒田）	共同漁業権につきましては、委員のおっしゃるとおり下に漁業協同組合が付きます。岡崎市漁業協同組合は存在します。
委員（谷口）	そうなのですね。漁業権は、特定の川とかではないのですか。
水産課（黒田）	特定の川の一定の区間に設定されています。
委員（谷口）	だけど川の名前ではなく、ここは市の名前になっている。参考までに岡崎市内のいくつかの川なのですか。だから川の名前ではなく市の名前なのですか。
水産課（黒田）	すみません。漁協の名前の由来までは把握しておりません。
委員（谷口）	岡崎市漁協の漁業権は、一つの川ですか。
水産課（黒田）	基本的に一河川です。岡崎市漁協は、乙川の下流区間にあります。
議長（井野川）	矢作川の支流に乙川がございます。
委員（谷口）	だけど乙川ではなく、岡崎市と名前は付けているということですね。
議長（井野川）	乙川の下流部は岡崎市漁協、乙川の上流部と上流部で枝分かれた男川は男川漁協であります。今は、岡崎市内には岡崎市漁協と男川漁協がございますが、市町村合併する前は、岡崎市内の漁

	業権はここしかなかったため、岡崎市漁協と名前を付けたと記憶しています。
委員（谷口）	ありがとうございます。
議長（井野川）	それ以外何かございませんか。
委員（谷口）	すいません。名倉川は11、12、13と全て免許番号が別に付いていますが、これは魚種別に申請されたから、こうなっているのですか。
水産課（黒田）	魚種別ということではなく、名倉川漁協は3つの河川の漁業権を有しているということになります。
委員（谷口）	例えば寒狭川みたいに下流、中部、上流と名前は付いていないのだけれど、漁業権を設定している支流とかが違うといったことですか。場所が違うということですか。
水産課（黒田）	そのとおりです。場所が異なるということです。
委員（谷口）	この表では分からないけれど、実際はそうなっているということですね。わかりました。ありがとうございます。
議長（井野川）	質問等も出つくしたようなので、次の話題提供に移りますが、その前に事務局から連絡があるとのことで、よろしく願います。
事務局（長井）	話題提供の準備いたしますので、少しの間お待ちください。ディスプレイの位置の関係で、井野川会長、愛敬委員におかれましては、反対側の席に移動をお願いいたします。

事務局（長井）	<p>（事務局準備）</p> <p>話題提供の報告をよろしく願いいたします。</p>
水産試験場（小椋）	<p>愛知県水産試験場三河一宮指導所の小椋と申します。よろしくお願い致します。</p> <p>今回は話題提供ということで、豊川水系における、天然アユの汲み上げ放流についての調査結果につきまして御報告させていただきます。</p> <p>はじめに、天然アユの状況について簡単に御説明したいと思います。アユの生活史については、図のとおり春に川から稚アユが上ってきまして、それが川の上流中流域へ上り、そこで夏の間生活をしまして、秋になると産卵のために川を下り、中流下流域で産卵します。その産卵した卵から孵化した稚魚が海に下って、冬の間は海の方で生活をして、また翌年春に川へ遡上してくるというサイクルを繰り返しております。</p> <p>近年の豊川の天然アユの遡上の状況ですが、平成25年からの調査データがありまして、最近は右肩上がりの傾向を示しています。令和7年度は、観測史上最高で約1,200万尾が遡上したという記録となっています。</p> <p>これまでの流下仔魚と遡上量の調査結果から、遡上量が多いとその年の流下仔魚が多いという関係性がある、相関があることがわかってきました。一方で、流下仔魚が多くても翌年春の遡上数が多いとは限らず、ここには相関がないということが分かっています。</p> <p>今年度、豊川水系において汲み上げ放流が本格的に実施されました。その概要について御説明いたします。</p> <p>汲み上げ放流は、堰堤等で遡上が妨げられている漁場へ下流で採捕した天然アユを放流するという形で行っております。</p> <p>今回の豊川での汲み上げ放流は、豊川水系全体で天然遡上アユの有効活用を図ることを目的として実施しております。実施主体</p>

は豊川水系連絡協議会でありまして、豊川の上流から下流までの全7漁協で構成されております。

実施時期としましては、4月中旬から5月下旬まで豊川にあります牟呂松原頭首工であります。農業用水の主水源でもありまして、付近に漁道がありますので、そこに網を設置して、入ってきた稚アユを軽トラックに運んで上流へ運んで行きます。

令和7年度の汲み上げ量は約1,260キロ、1尾あたり平均3.5gで換算しますと、約36万尾を汲み上げたということになります。

令和7年度の豊川の遡上数につきましては、約1,200万尾ということで国土交通省の観測史上最高値となっております、汲み上げ量は、遡上数に対して全体の約3%の割合でした。

今回放流した汲み上げ天然魚の追跡調査ということで、まず解禁前の調査を緑の丸で示した地点で行いました。6月の解禁前に友釣りで採捕しまして、場所は寒狭川中部漁協と寒狭川下漁協の支流と本流で行いました。

次に定期モニタリング調査としまして、赤の丸で示した地点で、6月から9月の月2回、友釣りで採捕しました。場所としましては、寒狭川上流漁協の本流の清嶺というところで、ちょうど新しい道の駅ができています付近になりますが、他に支流の当貝津川で行っております。また、寒狭川中部漁協においても、本流の地獄という所と、その下流の島原という所でも行っております。この定期モニタリング調査に関しては、設楽ダム工事事務所が実施しておりまして、測定後のアユを譲り受けて水試で分析を致しました。

これらの調査で採捕されたアユの鱗の数から、汲み上げによる天然魚か人工産かを判別しました。判別基準としましては、鱗の数が17枚以上の個体を汲み上げの天然魚、16枚以下を人工産として判別しました。

結果に移りますが、解禁前に行った調査につきまして、寒狭川下漁協で6月8日に実施したところ、青色で示した汲み上げの天然魚は、10cmから16cm位まで結構バラつきがありました。一

方で、人工産は14cmから16cmであり、まとまったサイズが釣れておりました。

次に、寒狭川中部漁協は6月22日に実施しまして、こちらは、放流は汲み上げの天然魚のみであり、天然魚100パーセントという形で解禁を迎えたのですが、まず汲み上げの天然魚についてみますと、10cmから大きくて19cmくらいまでの魚が採捕されておりました。一方で、人工産については100パーセント汲み上げ天然魚のみの放流にもかかわらず、ポツポツと人工産が釣れておりました。

まとめますと、汲み上げ天然魚については、釣れたサイズも大きさもバラバラであった。一部では全長19cm位まで成長する個体もあったが、その数は少数であるということがわかりました。一方で人工産については、ある程度大きさは揃っておりました。

人工産を放流していない寒狭中部漁協で採捕されたことにつきましては、おそらくは上流域から流下してきた人工産である可能性が高いと考えられます。

定期モニタリングの調査結果に移りますが、寒狭川上流漁協で行った調査につきまして、まず本流の清嶺という所を上段に載せてあります。こちらは本流の放流尾数の比率としましては、汲み上げの天然魚が1で人工産が9と、1対9の割合で存在していたということになりました。四捨五入の関係で1対9としているのですが、実際のところは、0.5対9.5ぐらいであり、だいたい5%ぐらいが汲み上げの天然魚になります。

しかし7月の結果を見ますと、汲み上げ天然魚の割合は14%、30%と、放流尾数の割には汲み上げの天然魚が釣れているということがわかりました。9月になると、5割から6割が天然魚になってきました。これらのことは、下流域から汲み上げの天然魚が遡上してきている可能性が高いと考えられました。

一方で、支流の当貝津川の方を見ますと、支流に関しては放流尾数の比率は、汲み上げの天然魚が1、人工産も1で、おおよそ1対1の割合で漁場にいたということになるのですが、4月上旬

の結果を見ますと、汲み上げの天然魚は全然釣れず、7月下旬くらいになると3割、8月は4割、9月になると5割、6割と割合が増えておりました。

徐々に汲み上げの天然魚の割合が増加してきた理由を考えますと、支流に放流した汲み上げ天然魚は、5月の下旬に採捕された、やや小型の汲み上げの天然魚でありまして、やや小型のアユたちの成長に伴い、徐々に漁獲に貢献してきたのではないかと考えております。

次に、寒狭川中部漁協の調査結果では、放流は汲み上げの天然魚のみですが、本流の地獄と下流の島原というところでも、継続的に人工産が採捕されていきました。特に、上段の地獄の9月14日に人工産が9割という結果を示していますが、これは釣りの上手な方が、縄張り意識の薄い群れた人工産のアユを釣ったため、こういった結果になっています。

一方で、汲み上げの天然魚は、一部を除き常に高い割合を示しておりました。今年度は、寒狭川上流、中部ともに大きな出水が少なかったため、漁場にかなり魚が残っておりました。私も実際に川に潜って見たのですが、かなり魚が残っていました。

こちらが実際調査で釣れた魚ですが、均整がとれた魚で体高があり肉厚でズッシリ重い本当に素晴らしい魚に育っていました。

考察に移りますが、汲み上げ天然魚について、まず一つ目としましては、漁期の初期でも釣れるのですが、大型は少ないです。加えて、毎年の遡上量や汲み上げ量に変動があるということを踏まえると、初期から中期の釣果を期待するならば、一定量の人工産の放流が必要であると考えられました。

二つ目としまして、漁場にいる汲み上げ天然魚のサイズは大小様々であるということから、大きく成長した魚から友釣りの漁獲対象となるため、様々なサイズの魚がいることで、人工産主体の時よりも漁期が長くなる。さらには成熟具合もバラバラなので、漁期終盤でも川にアユが残るといった状況が考えられます。そして、他の東海地方の天然遡上河川と同様に、盆明けからが本番でよく

釣れるようになり、9月にピークを迎えて10月末まで釣りを楽しむことができると考えられました。

最後になりますが、汲み上げ天然魚は、住み良い場所を求めて自由に分散、遡上するということがあります。人工産の様に分散放流しなくても良いと考えられます。やり方としましては、漁場としたい場所の最下流部に放流して、放流作業の省力化ができると考えられます。一方で、難点としましては、どんどん遡上してしまうということがあります、元気な証拠なのですが、その点には少し注意が必要です。また、今回未検証なのですが、おそらく出水や濁りといった環境の変化にも強いであろうと考えております。

研究事例の紹介ですが、産卵所に集まったアユはどこで生活してきたかについて、長良川で調べた研究がありまして、元岐阜大学の永山先生達の研究チームが産卵場に集まったアユを採捕しまして、その耳石に含まれる微量元素からアユ達が川の何処で生活してきたかということを知り解明しております。その結果、大きく分けて5つのパターンに分れる事がわかりました。

まず一つ目として、上流大移動型というのがあるのですが、長良川の高鷲とか吉田川の上流域に一気に上って、そこで生活してきた魚がいます。次に、二番目として中流定住型というのがあるのですが、中流というと南とか岐阜のあたり、それら中流域に定住して生活してきた魚がいます。三番目として中流移動型、中流の中でもそこを行ったり来たりして生活してきた魚がいるということです。四番目として中流の更に支流に入って、板取川とか津保川といった支流に入って、そこで定住してきた魚がいるということがわかりました。最後は、中流の支流に入って、その中で行ったり来たりをして生活してきた魚もいるということがわかりました。実は、アユにも色々なタイプ、個性の魚がいると明らかになりました。

最後になりますが、汲み上げ放流の意義につきましては、今回漁獲のために汲み上げ放流をすると大きな目的があるのですが、それだけではないということで、まず一つ目としては、上流域で

大きく成長した魚が下流域で産卵できるということが考えられます。例えば、全長13cmのアユは、約3,000粒の卵を持ちますので、それが全長20cmになると約30,000粒、10倍量の卵を持つようになるといわれております。魚が大きくなれば、卵の数も増える。産卵数が増えれば、ふ化仔魚も増えるという流れに繋がってくるのではないかと考えます。

二つ目としましては、豊川水系だけではなく他水系への波及効果も期待できるのではないかと考えております。豊川の産卵場というのは比較的海に近い条件になりますので、ふ化仔魚は早く海へ到達しまして、その結果海での生残率もアップするのではないかと考えております。豊川水系だけではなく、お隣の矢作川水系であるとか、またその隣の本曾三川あるいは天竜川水系においても効果が期待できるのではないかと考えております。

最後ですが、本来あるべき川の姿へ近づける手助けをしているということで、先程の研究でもありましたとおり、色々なタイプのアユがいるということがわかってきましたので、色々なタイプのアユが生活できる健全な環境に近づける手助けをしていると考えられます。

また、繋がりの重要性ということで、水だけ繋がっていても意味はなく、そこには砂礫の問題、当然魚も繋がっていないといけないですし、最終的には漁協間の合意形成が必要となります。今回の取組は、漁協間の合意形成が一番の肝になっているところでありまして、水産試験場として合意形成のところではアシストをさせて頂きました。

以上で発表を終わります。ありがとうございました。

議長（井野川）

ありがとうございました。

ただ今のお話につきまして、何かご質問等はございますか。

委員（丹羽）

とても素晴らしい講演でした。放流中心の奥三河の河川については、とても期待の持てる情報でした。この件につきましては、

内水面漁連の峰野会長からも大成功であり、昨年12月に国から表彰されたという情報もSNSで発信されています。

同じ奥三河でも、私は天竜川水系の振草川なのですが、昨年4月、5月に情報を伺い、ぜひ振草川にも100キロでも200キロでもいいので分けて頂けないかと組合長の方から懇願しておりました。ただ、豊川水系の7漁協さんの関係上、1漁協の組合長からは振草川、大入川は天竜川水系だから豊川のアユを放流することはできないとして猛反対があったようで、結局のところ振草、大入川には入れることはできませんでした。単価も非常に安いということで、寒狭川中部漁協では800キロを入れ、それだけで通したと聞きました。

その影響もありまして寒狭川中部漁協では、9月、10月の始め位になっても、漁協さんのSNSでたくさん群れアユがいる動画をアップして、どうぞ皆さん釣りに来て下さいという動画も見ました。そういう点から振草川、大入川にも今年は、ぜひ100kgでも200kgでもよいので放流をさせていただきたいと思っております、この場で言うことではないのですが、ぜひお願いしたいところです。

水産試験場(小椋)

合意のところが一番のネックになっていまして、中々壁が大きいなと感じています。ただよい種苗であることは間違いないので、試験的にでも入れてみるというのは大事だと思っています。

委員 (丹羽)

本当に話題性も高いと思います。10年くらい前に豊川のアユを釣って、それを県にサポートしてもらい、豊川の闘魂アユということでかなり中日スポーツ等で賑わった時期もあります。振草川は昨年も利きアユ会で準グランプリも獲りましたし、きっと豊川のその魚を入れれば、素晴らしい魚体のアユでしたし、またグランプリ、準グランプリを獲って話題性も高まると思っております。

委員 (谷口)

丹羽委員の御発言について質問があるのですが、素朴に思うの

	<p>は、振草川に入れる種苗をわざわざ豊川から持ってこないで、振草川に生息してきたアユの種苗を同じように天然アユを集めて上流に汲み上げ放流したがよい、振草川由来の種苗を入れた方がよいと思うのですが、そういうことは難しいのでしょうか。</p>
<p>委員（丹羽）</p>	<p>振草川は、静岡県の天竜川の支流でありまして、県が違くと中々そこから買付けることは難しいという情報も聞いています。ただ何処かの養殖場で畜養すればよいという感じで、実際去年も静岡県の富士裾野センター産も豊川の養殖業者さんが畜養して、それを振草川が買付している事実はあるのですが、中々天竜川の稚魚をそのまま振草川に持ってくるというのはハードルが高いと感じています。</p>
<p>委員（谷口）</p>	<p>そうなのですね。これは私の全くの想像、妄想なのですが、せっかく準グランプリを獲られたので、豊川の種苗を混ぜない方がよいのではないですか。ノイズになるのでは。</p>
<p>委員（丹羽）</p>	<p>振草川は、準グランプリを3回、グランプリを1回獲っています。平成23年、25年に準グランプリ、29年にグランプリを獲って今回、昨年準グランプリを獲ったのですが、過去の準グランプリ2回、グランプリの時は、愛知県木曾川産のF2という種苗で獲っていて、その前は豊川産で獲っています。どこの種苗を入れてもおそらく賞は獲れる川なので、話題性を高めるという意味で、ぜひ豊川産を入れてほしいなという要望です。</p>
<p>委員（谷口）</p>	<p>なるほど、振草川に固有のアユを守りたいということは特に無いということですね。イワナ等は混ぜないというのが、今の基本ルールなっています。アユは昔からどこに固有のアユがいるのかわからない。しかたないのはわかるのですが、他水系のアユをどんどん持ち込みたいというのは何となく引がかかってしまいました。</p>

委員（丹羽）	お気持ちは重々わかりますが、本当に漁協も瀕死状態でありまして、とにかく歩留りのよい魚が残れば、どこの種苗でもよいというくらいまで追い込まれています。
委員（谷口）	そういう実情だということですね。ありがとうございます。
委員（浅野）	面白いお話を聞かせて頂きました。先程の話ですと、もともと海で生活しているけれど海の中に戻るのは、湾が違うからだいぶ違うのですか。静岡の天竜川の河口辺りから上がってくる魚と豊川の河口辺りでは混ざらないのですか。
委員（谷口）	混ざらないとは言い切れないと思います。
議長（井野川）	外海でも稚アユはいっぱい捕れます。
委員（山口）	三河湾内では混ざるが、静岡の外洋の太平洋側の魚と混ざるとは少ないと思います。ただどこまで出ているかわかりませんが。
議長（井野川）	冬場、稚アユを内湾で見ないことを考えると、みんな外海に出て、春になって内湾に入ってくるのではないかと。
委員（谷口）	そのあたり水産試験場ではデータはあるのですか。
水産試験場(小椋)	今のところ愛知県では、そこは調査していません。他の県の結果では、沿岸域を回遊しているということはわかっています。
委員（浅野）	生まれた川に戻ることはあるのでしょうか。
水産試験場(小椋)	母川回帰の傾向は薄いです。
委員（浅野）	たまたま辿り着いた河川ということでしょうか。

水産試験場(小椋)	おそらくそういった感じではないかと思います。
議長 (井野川)	不思議なのは、これは牟呂松原頭首工でやっていますよね。下豊川はそれより漁業権が下流じゃないですか。汲み上げた稚アユを下流に運んで放流するのですか。
水産試験場(小椋)	下豊川では放流していません。
議長 (井野川)	天然魚に比べて人工産はよくないということでしょうか。
水産試験場(小椋)	そうではありません。人工産も釣れます。
委員 (立木)	使い分けが大事ということですね。
委員 (谷口)	興味深いお話ありがとうございました。根本的には河川内に生息する魚類や、出来るだけ広く分散できる様なインフラを整えていくことが大事なのだと思います。今日そういう話しは無かったので、あえて触れられなかったのかなとは思いますが、要するに頭首工に魚道が設置されるということが、まず重要になってくるのかなと、それによって自然に海産アユの稚魚が上流に遡上できる様なインフラを整えていくということが、おそらく一番望ましい形で、もしそれが魚道だけでそうなるのかわかりませんが、それが上手くいけば、今回の様に汲み上げて放流する必要がなくなると思います。この辺りは一級河川、国交省直轄になる部分が多いのかなと思うのですが、何か魚道、そういう横断構造物の改修、改善に関するお話は水産試験場としてはあるのですか。
水産試験場(小椋)	今のところありません。
委員 (山口)	寒狭川上流としては、鮎滝の辺の落差が大き過ぎて魚道が長く

	なるため、作るのは難しいという話はしています。
水産試験場(小椋)	牟呂松原頭首工には魚道はあるのですが、そのまた上流のところに発電の堰があります。
議長(井野川)	長篠堰堤ですね。
水産試験場(小椋)	そこでも遡上が止まってしまいます。
委員(谷口)	長篠堰堤の他にもたくさんあるのでしょうかね。
水産試験場(小椋)	あります。豊川はかなり高度に利用されていて、取水堰などが所々にあります。
委員(谷口)	中々難しいですね。ありがとうございます。
委員(浅野)	堰堤があると魚が止まってしまいますよね。放っておいたらアユは上流だけで生息するのが少して、後は放流されたアユだけがいるということですか。
水産試験場(小椋)	一番のネックになっている長篠堰堤では、漁協さんからの要望があって汲み上げ施設があります。ただ人力でやらなければいけないので、かなりの労力がかかっている、スムーズに汲み上げることが中々できないのが現状です。但し、そこは少しずつですが改善されており、人力ではありますが、少しずつでも上に登ることができます。今まではそこで止まってしまっていたので、窮屈な状態でアユは生活してきたと考えられます。
委員(谷口)	おそらく浅野先生は、アユの生活史が上流の方で回っているということをおっしゃられたのだと思います。

委員（浅野）

回っているのかどうかというのも分かっていなくて。

議長（井野川）

アユは1年でお終いです。

委員（浅野）

終わりだったのですね。

水産試験場(小椋)

アユは上流域にもいますし、中流域、下流域にも生息しており、色々なところを利用している魚です。本来は上流を使いたいのですが、押し込められていたため、中流域で循環していたと考えられます。

議長（井野川）

それでは、質問等も出つくしたようですので、以上で本日の話題提供につきましては、終了といたします。小椋主任研究員、ありがとうございました。

本日予定の議題は終了いたしましたので、これをもちまして第6回委員会を終了します。

委員の皆様ありがとうございました。

議 長

議事録署名者

議事録署名者